

# 旧藤田邸の利活用に係るサウンディング型市場調査実施要領

## 1 目的

旧藤田邸は昭和30年に一般住宅として建築され、平成11年に市に寄贈された後、「富士芸術村」という名称で、紙アート作品の展示など、主に文化芸術活動の発表の場として使用していましたが、施設の老朽化に伴う雨漏り等が発生するなど、作品展示等に支障をきたすことが懸念されたため、令和3年3月末をもって文化施設としての使用を中止する予定となっております。

当該施設は、静岡県のポスターにも使用されている富士山と茶畑の景観で有名な「大淵笹場地区」から徒歩5分に位置し、当該施設の北側には観光バス用の駐車場やトイレも整備されていることから、富士市の活性化につながる利用方法についての提案や要望を広く求め、市場性等を把握するサウンディング型市場調査を実施します。

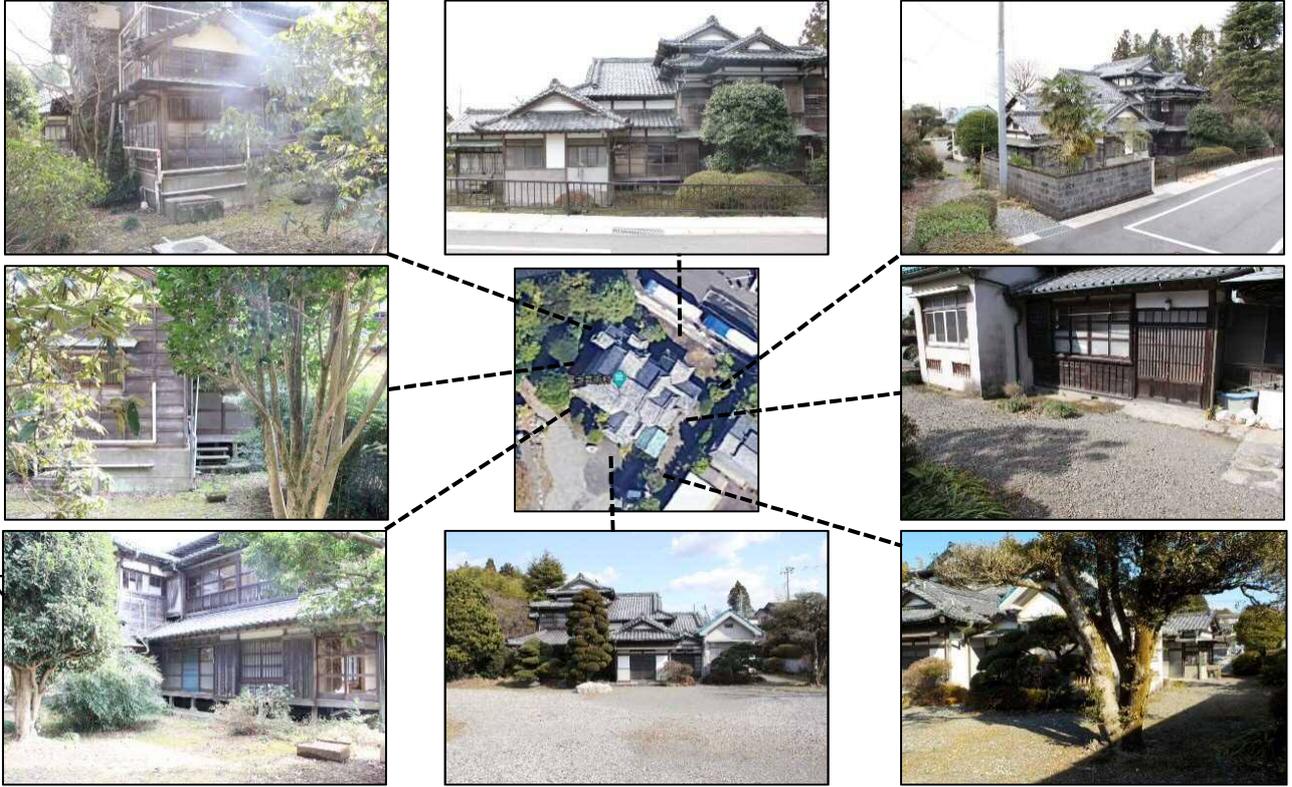
## 2 対象施設の概要

施設名	旧藤田邸
所在地	静岡県富士市大淵 1516
建築年	昭和30年（月日不詳） 平成19年耐震補強工事施工済
用途地域	市街化調整区域（線引き前宅地）
構造	木造瓦葺2階建
面積	用地 1878.71㎡ 建物 331.55㎡（1階 260.24㎡ 2階 71.31㎡）
処理供給設備の状況	電気、上水道、浄化槽、プロパンガス

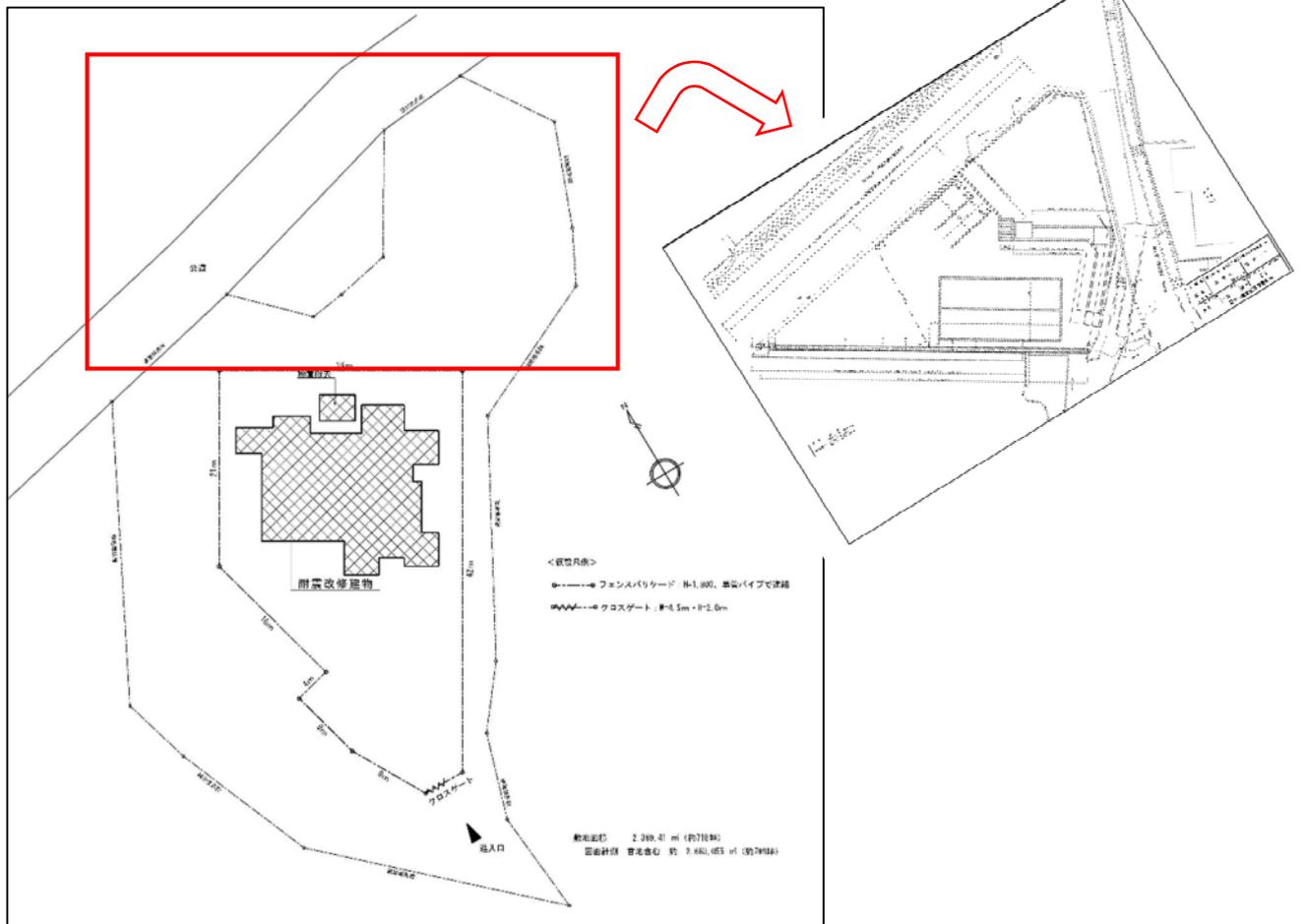
### ▽位置図



▽外観

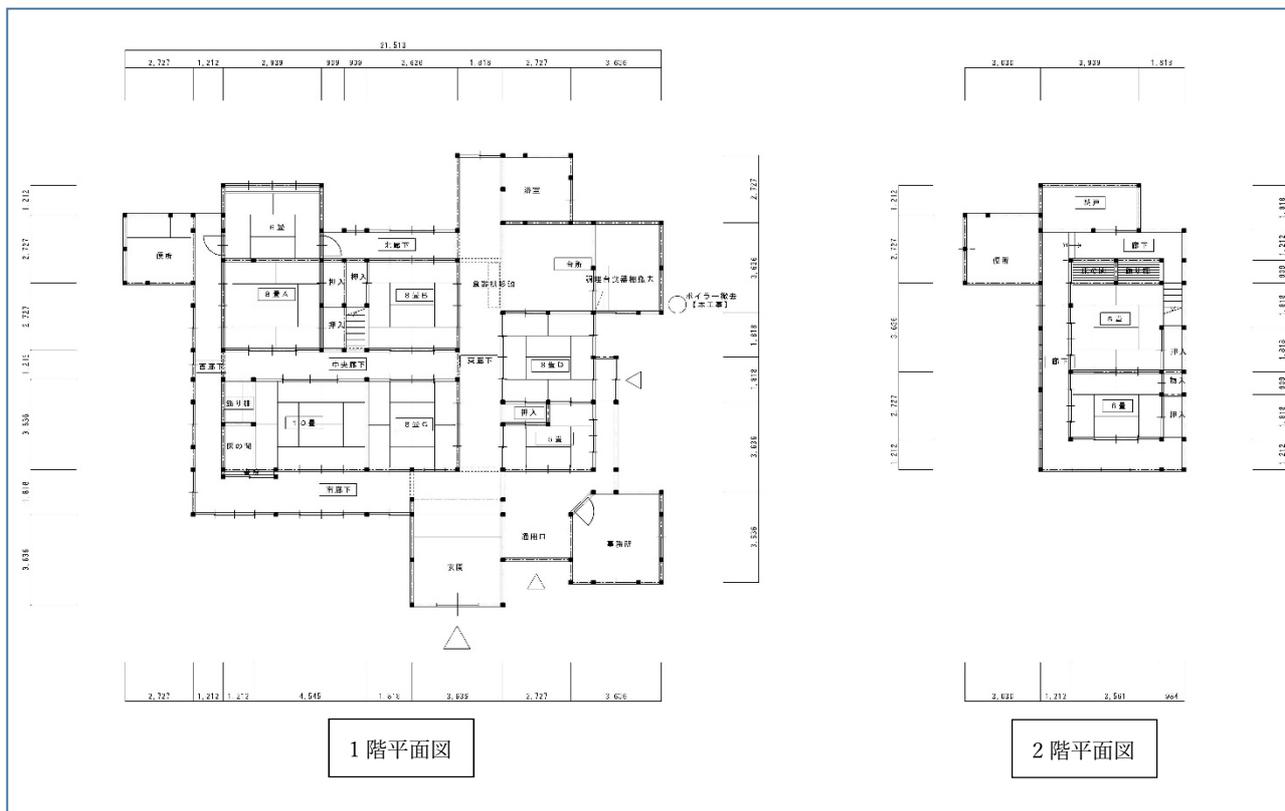


▽敷地及び建物配置図



↑平成 19 年耐震補強時の配置図+**□部分**はその後敷地北側の駐車場整備した際の平面図

## ▽建物平面図



### 3 調査の内容（ヒアリング時の主な内容）

#### 【活用に係る施設改修について】

当該施設については、リノベーションでの活用を想定しております。

平成 19 年度に耐震補強をしておりますが、その際に屋根の重さ等が指摘されていることから、安全性を考慮し、瓦の葺き替えを行うとともに、古くなった浄化槽の改修や断熱工事等の施設利用に必要な改修については本市で実施予定です。

#### (1) 当該施設の活用について

当該施設を活用し、どのような事業展開が考えられるかコンセプトや活用イメージについてお聞かせください。

#### (2) 地域との連携について

富士山と茶畑の景勝地である「大淵笹場地区」との連携内容や地元町内会等との連携についてお聞かせください。

#### (3) 資金計画について

事業運営に係る資金計画等についてお聞かせください。

#### (4) 当該施設の活用に係る課題について

当該施設の活用にあたり、想定している課題についてお聞かせください。

#### (5) その他、活用に係る本市への要望等について

本市に求める支援や配慮してほしい点等がありましたらお聞かせください。

#### 4 調査のスケジュール

調査実施の公表（募集開始）	令和3年2月15日（月）
現地見学会（希望者のみ）	令和3年3月3日（水）
参加申込期限	令和3年3月10日（水）
調査実施日時・会場等の通知	令和3年3月15日（月）
調査の実施（ヒアリング）	令和3年3月22日（月）、令和3年3月23日（火）
調査結果の公表予定日	令和3年4月30日（金）

#### 5 調査の実施

##### （1）調査への参加資格

参加者は、当該施設の利活用にあたり、実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループとし、次の（ア）から（カ）の全てに該当しない者とします。

（ア）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定する者。

（イ）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者。

（ウ）役員等（業務を執行する役員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものをいう。以下同じ。）であると認められる者。

（エ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。

（オ）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三社に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者。

（カ）役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、もしくは関与していると認められる者。

##### （2）調査参加の申込

調査参加を希望する者は、別紙「参加申込書」（富士市ウェブサイトからもダウンロード可）に、必要事項及び提案等を記入し、郵送、FAX、電子メール又は直接持参により、参加申込期限までに農政課までご提出ください。

参加申込期限	令和3年3月10日（水）午後5時
参加申込先	富士市産業経済部農政課農業振興担当 〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 電話 0545-55-2781 FAX 0545-53-2550 Mail nousei@div.city.fuji.shizuoka.jp

### (3) 現地見学会

調査の参加を希望する者を対象に、現地見学会を開催します。現地見学会は、事前申し込み制となりますので、農政課まで電話、FAX、メール等でご連絡ください。

見学会日時	令和3年3月3日(水)午後1時30分～
事前申込先	富士市産業経済部農政課農業振興担当 電話 0545-55-2781 FAX 0545-53-2550 Mail nousei@div.city.fuji.shizuoka.jp

### (4) ヒアリング

参加申込書の受付後、本要領3の調査の内容に基づき、ヒアリングを実施します。

実施期間	令和3年3月22日(月)、令和3年3月23日(火)
所要時間	1者あたり1時間程度
実施日時等の通知	実施日時や会場等については、参加申込書受付後、令和3年3月15日(月)に個別に通知いたします。
その他	新型コロナウイルス感染症等の都合により、ヒアリング会場等に直接お越しいただけない場合にはZoom等のオンラインでの参加も可能です。オンラインで参加される場合には、 <u>令和3年3月19日(金)の午後2時まで</u> に農政課までご連絡ください、こちらから参加するためのURLを送付いたします。

## 6 調査結果の公表

調査結果については、令和3年4月30日(金)に富士市ウェブサイトにて公表予定です。公表にあたりましては、事前に調査参加者に連絡するとともに、参加者等の名称は公表いたしません。

## 7 その他

### (1) 調査に係る費用

調査の参加に要する費用は、参加者の負担となります。

### (2) 施設活用策の決定

調査の結果を踏まえ、事業内容や資金計画などを総合的に判断し、当該施設の活用策について決定します。

## 8 問い合わせ先

富士市産業経済部農政課農業振興担当 道倉 名切

電話 0545-55-2781 FAX 0545-53-2550 Mail nousei@div.city.fuji.shizuoka.jp